

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成29年6月30日（平成29年（行情）諮問第270号）

答申日：平成29年11月2日（平成29年度（行情）答申第284号）

事件名：特定被収容者が特定刑事施設の長に苦情を申し立てた診療録等の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1及び2に掲げる文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否するとともに、別紙の2に掲げる文書につき、その全部を不開示とした決定は、結論において妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年3月3日付け高松発第156号により高松矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分を取消し又は変更し、本件各文書及び録画の開示決定をせよ。（各違法行為の隠ぺいをなしているだけであるから。）

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、審査請求書には、本件以外の審査請求に関する記載も含まれているため、本件に係る部分を抜粋して記す。

(1) 審査請求書（※は判読できない文字）

処分庁は前記（開示請求の内容を指す。以下、第2の2においては同じ。）のように「本件各文書及び録画は法5条6号により不開示とすべき情報が開示されるのと同様の結果が生じる。又、前記の録画は法5条4号により、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある。」と述べる。だが、次に述べる通り本件各文書及び録画は法5条1号イ、ロ、ハに該当し、※適法、適正な刑の執行に係るものではなく、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれもない。単に処分庁と刑務所が違法行為を隠ぺいしているだけである。

法には、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（以下、第2の2において「行政個人情報」という。）も適用されているところ

「行政個人情報」21条ないし32条では「本人訂正請求権が認められている上、同8条（利用及び提供の制限）2項1号では「本人に提供するとき」も定められている。これは判例上も「訂正請求の制度は基本的に本人開示請求によって開示を受けた個人情報の内容に事実の誤りがあると認める者にその訂正を請求する権利を保障することで誤りのある個人情報が利用されることにより個人の権利利益の侵害を防止することを趣旨目的とする。」（最高裁平成18年3月10日判決，判例時報1932号71頁，以下「最高裁平成18年3月10日判決」という。）

「個人情報保護制度が採用されていない状況の下において特定の個人が識別され得る情報のうち、通常、他人に知られたいと認められるものを公開しないことができると想定する情報公開条例に基づいてされた自己の個人情報の開示請求については、そのような請求を許さない趣旨の規定が置かれている場合等は格別、当該個人の権利利益を害さないことが請求自体において明らかなきは個人に関する情報であることを理由に請求を拒否することはできないと解するのが条例の合理的な解釈である」（最高裁平成13年12月18日判決※※55号1号1603ページ。以下「最高裁平成13年12月18日判決」という。）「情報公開条例の本人開示規定に基づく被相続人の診療記録の開示請求について同診療記録の主たるものが医師法に基づき作成と保存が義務付けられている診療に関する重要な文書であり、その患者や遺族に対する開示が社会的要請となりつつある状況も考慮すると被相続人の広義の死因に密接に関連する情報が記録されていると認められる当該診療記録は同人の子としてその権利義務を含む法的地位を包括的に承継した相続人との関係で、社会通念上、個人識別情報にも該当するとして相続人が当該診療記録の開示を求め得る「本人に該当する。」（平成16年4月19日名古屋高裁金沢支部 判決 判例タイムズ1167号126頁。以下「名古屋高裁金沢支部判決」という。）が確立している。これらを前提に本件各文書及び録画内容を見ていくと、

イ 前記の本件文書等（診療録，レントゲン写真等）は審査請求人の右膝は前方の脛骨が内側に約1cmも突出し変形等しながら手術もされず放置されているから、いつ骨折等するか分からぬ危険な状態にあり、法5条1号イ，ロ，ハに該当し、およそ法5条4号，6号に該当せず，又，適法適正な刑の執行にも該当しない。更に「1月31日付文書等」の作成に入った平成29年1月26日（木）には突如，医務官の診療が行われ，左右の膝，裏側からレントゲン撮影しては同膝裏側の大きな骨により同膝前方の内側に突出した脛骨が写らぬ様にしては「余の骨に異状はない。右膝内側に突き出ている物は筋などかもしれぬ。」と誤診，又は事実を歪曲させることをした。だから，これに対し，審査請求人が同不

審点を質問すれば同行した処遇部門のA統括が、その都度、大きな咳を何度もしだすから、その度医務官が同統括等を見るので、審査請求人が「うるさいから静かにしてほしい。」等同統括に申出ただけで途端、同統括は「わざととんやないわい。ねむたいこと言うな。」等怒る始末。この為、診察は途中で終り、まともな診療さえ受けさせられていないほか審査請求人が、その後、何度も右膝前方内側に突出した骨が写るような左右膝前方からの再レントゲン検査を申立てるも実施しようとしなない。しかも通常のレントゲン検査では前回、撮影した方向（前記の「平成26年10月27日、同27年11月4日のレントゲン検査」のこと）と同一方向から撮影し骨の突出変形具合等を照合するが、それを極端に避けては「右膝の膝蓋骨だけが影になり写ったのかもしれぬ。」と非医学的なことを述べやはり事実を歪曲等させることをなしている。（右膝の膝蓋骨の影がレントゲンに映るなら左膝の膝蓋骨の形も写る。また前回、右膝の膝蓋骨の影が写ったなら今回も同様に写るがその事実はない。又はレントゲンの再検査をなし右膝の膝蓋骨の影が写るか否かを確認するが、それを絶対にしない。且、視診、触診で右膝前方内側に突出した脛骨を確認しながら、その真実を説明できず逆に隠ぺいしようとする。）それも刑務所の医務官は内科医と外科医であり、審査請求人が再三、専門医の診療を申立てるも決して専門医の受診をさせようとしなない上、逆に審査請求人はこんな身体状態だから5年以上も工場へ出役させられず一日中、独房室内で生活させられており刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「処遇法」という。）30条、56条、57条（5年以上戸外運動へ出られない状態であり、及び刑務所自体が戸外運動へ出れるような措置さえとらぬ異常さである。）62条、84条、85条、86条等にも反した処遇を行っているから適法、適正な刑の執行が行われていないことは明らか。

ウ ましてや、前記の本件文書等（診療録、レントゲン写真等）は「1月31日付け文書等」「開示請求書の1. ①. (3). (2頁) (略)」で述べた平成19年2月14日付け矯医818号、矯正局矯正医療管理官通知「被収容者の診療記録の取扱い及び診療情報の提供に関する訓令の運用についての留意事項」「記3. (1). ウ」では「被収容者の診療情報の多くは「行政個人情報」（行政文書に記録されている情報）であるので同法8条等に留意して適切に運用すること。」と定めており、「行政個人情報」の開示の対象とされているから、この観点よりも法5条4号、6号は適用されない。判例上も「最高裁平成18年3月10日判決」「最高裁平成13年12月18日判決」「名古屋高裁金沢支部判決」などが適用されるから開示決定の対象に当たる。

エ 前記の本件録画（居室内設置の監視カメラ等で録画したもの。）も平

成28年8月1日夜間に職員が処遇部門設置の総合警備監視※システムの警備機器の操作を悪用し他の居室内で音（ペシペシやビシビシ等）を発しては当該被収容者の睡眠妨害等の虐待行為をなすからか同被収容者がそれに対し抗議していること。又、審査請求人も私房内で同警備機器の操作を悪用されては同様の音を発する訴訟妨害，睡眠妨害等の虐待行為をなされていたから審査請求人が報知器を出し職員へ当該被収容者の居室内で音を立てることをやめるよう申立てていること。これに対し職員は居室内で音を立てるほかに通路出入口の扉を何度も開閉しだし「ギョ，ギョ，ブフ，ブフ」等の大きな音を立て審査請求人，他の睡眠妨害をなしたから審査請求人が私房内設置の監視カメラに向かって「うるさいからやめるよう」等，何度も抗議している異常さが録画されている。並び他方，刑務所では，平成12年5月1日付け首席指示15号「サービスの一般的心得事項」「記2.（1），（2），（4）」では大要「被収容者に指示，命令するときは挑発的な言葉や粗暴な言葉遣いをせぬこと，及び被収容者には職務上必要最小限度の会話に止め職務に関する情報が漏れぬようにすること。」平成13年2月26日付け首席指示10号「被収容者に対する注意指導の適正について」では，大要「被収容者への注意指導時の言葉遣いや注意の与え方等は平素から適正な処遇を心掛けるよう注意している。及び自らの意思で謝罪しない者に無理に謝罪を求めたり気をつけ等の動作を無理強いしたり乱暴な言葉遣いをしない等を指示する。」平成24年3月4日付け所長指示7号「携帯用ビデオカメラ取扱要領」「記5.（1）.オ」では，大要「被収容者へ実力行使を行う場合，その前後に職員から挑発暴言，嘲笑と受け取られかねぬ言動，無用な発言は一切せぬよう徹底すること」が各々指示され定められている。ところが，このようなことを知り尽し，また，私房内監視カメラが録画されていることも熟知した当該看守が平成25年6月23日，午後1時30分から同1時45分まで審査請求人を執拗に挑発し暴言，脅迫，侮辱等なし同1時14分38秒前後には「お前，死ね。ハゲが」等，侮辱，脅迫し通路側の鉄格子の扉を私房へ激しくぶつけたことが録画されている。更に同日午後5時45分から同6時15分までに眼鏡を掛けた年配の交代看守部長が交代に来たり，若くて背の高い眼鏡を掛けた看守が来ながら当該看守の違法行為を止めなかったことが記録されている。それで，これらに対し審査請求人が不服申立てをなすと当該看守が審査請求人へ「アホ等」発言したことは認めたものの挑発脅迫等はしていない。また，交代看守部長も背の高い看守も来ていないと虚偽を述べ当該看守の違法行為の隠ぺいを行っただけでなく逆に審査請求人を処遇法170条（不利益取扱いの禁止）に違反して不利益処分を科した。加えて同録画が存在することを刑務所は公開の民事訴訟の法廷で認めて

いる。もって以上よりも法5条1号イ，ロ，ハに該当し「行政個人情報」54条，55条にも該当しており，およそ法5条，4号，6号の適法適正な刑の執行等に該当していない。それも法が施行された後の判例上も神戸地裁平成20年※3017号事件，平成23年9月8日「判決」（判例時報2232号58頁）では「保護房収容中の被収容者の床面の温度を高温にし同被収容者を職員が虐待した録画」が同地裁及び原告にも提出された。しかし，これらが刑の執行，その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼした事実はない。逆に上記判例と同様に本件録画も，その悪質な違法行為よりも開示対象に当たる。むしろ，「行政個人情報」8条2項1号の「本人に提供するとき」や事実と異なるから同27条ないし32条の「本人訂正請求権」，同36条ないし41条の「利用停止請求権」及び同48条の「苦情処理」も適用される。

行政不服審査法（以下「行審法」という。）1条（適用除外）1項2号では「裁判所若しくは裁判官の裁判により，又は裁判の執行としてされた処分。」と定め，同6号では「刑事事件に関する法令に基づいて検察官，検察事務官，又は司法警察職員がする処分。」と定め，同9号では「刑事事件に関する法令に基づいて検察官，検察事務官，又は司法警察職員がする処分。」と定め，同9号では「刑務所，少年刑務所，拘置所，留置施設，海上保安留置施設，少年院，少年鑑別所，又は婦人補導院において収容の目的を達成するためにされる処分。」と各々，定めており，本件各文書及び録画がこれらの規定に該当せぬことは明白。もって開示対象に当たる。

一方，処分庁は平成28年5月31日付け高管発443号「行政文書開示決定通知書」で審査請求人の刑務所における「視察表」や同所で勤務する民間業者の「謝罪文書」「報告書」の一部開示決定を行っているから，少なくとも本件各文書及び録画も同範囲以上に開示できる。

（2）意見書

ア 「資料⑩（省略。以下同じ。）の「診療録×線写真等」について」上記請求文書については次の通り。

（ア）「資料⑩」で述べたこと

（イ）朝日新聞社が法4条1項により平成24年に横浜刑務所の被収容者の「診療録等」の開示請求を行うと同所職員がねつ造した「診療録等」を部分開示し，これが問題となった事件。（平成24年12月13日朝日新聞朝刊「公文書，ねつ造して開示横浜刑務所後廃棄隠す。」記事参照）同事件で開示された「診療録等」からも上記請求文書も開示対象は公然の事実である。

（ウ）処分庁は平成28年5月31日付け高管発443号「行政文書開示決定通知書（以下「資料⑧（省略）」という。）で上記請求文書

と同一の被収容者の「視察表」と同被収容者宛に送達された書類等を紛失等させていた事件に係る同署勤務の民間業者の「報告書」「謝罪文書」を各開示決定している。つまり上記請求文書も同程度、開示できるのである。

(エ) 当該刑務所では「あぐら座り」を強制しているところ、同「あぐら座り」は次のような症状を発症させ、又は悪化させることが医学的に検証されている。この「あぐら座り」をさせていたことが上記「診療録」に記されている。

- ・ 膝関節症を発症させ又は悪化させること。
- ・ 腰部痛，下肢痛を発症させ，又は悪化させること。
- ・ エコノミー症候群を発症させること。

これらは各医学的文献に載っているので御会で確認頂きたい。

(オ) その上で上記請求書に係る被収容者の平成26年10月時点の膝X線写真を外部整形外科医師が画像所見するに「右膝は中症度程度（Kellgren-Lawrence分類のGrapel程度）の変形性関節症」と所見されており、現在は「重症」等であること。

(カ) 上記の事実からも上記請求文書は法5条1号但書イ，ロ，ハに該当することは明白。判例も「人の生命，健康財産を保護する為に公にすることが必要。」として「平成14年12月24日大阪高裁判決，判例タイムズ1144号180頁（以下「大阪高裁判決」という。）」「平成19年6月29日大阪地裁判決，判例タイムズ1258号171頁（以下「大阪地裁判決」という。）」などが確立しているので，以上からも本件処分は取消し又は変更し開示決定することは免れぬ。

イ 「資料⑩」の居室内録画映像について

上記，録画については次の通り。

(ア) 「資料⑩」で述べたこと。及び上記で述べた事実からも法5条1号但書イ，ロ，ハに該当することは明らか。判例も「大阪高裁判決」「大阪地裁判決」などが確立している。

(イ) それで，まずは御会が「情報公開個人情報保護審査会設置法」9条4項により上記，録画を御会へ提出させ職員の違法な職務行為を確認すべき。それにより開示すべき重要性が把握できるからである。

(ウ) 以上からも本件処分は取消し，又は変更し開示決定することは免れぬ。但し，部分開示する場合は同録画の内，以下の部分開示でよい。

「録画の時刻と音声のみ（他はマスキング等してよい。）」及び

「1秒ごとに画面をプリントアウトしたもの。（当該職員，被収容者の顔はマスク等してよい。）」

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求は，審査請求人が高松矯正管区長（処分庁）に対し，行政文書開示請求書により

(1) 当該被収容者が平成28年8月8日付で所長宛へ提出した「刑事施設の長に対する苦情申出書」（以下「所長苦情」という。）内で申立てた同被収容者の平成24年2月14日から平成29年1月30日までに次の記録を同所医務課等が保有するもの。

ア 「診療録」の全て。ただし同診療録に添付等されているものも含む。

イ 平成26年10月27日（月）同被収容者をレントゲン検査した以下のレントゲン写真。「左右膝を一緒に前方へ伸ばした1枚」，「右膝内側を上に向けた1枚」

ウ 平成27年11月4日（水）同被収容者をレントゲン検査した以下のレントゲン写真。「両膝の正面，左右膝各側面を各1枚」，「腰部正面，左右側面を各1枚」，「首の正面，左側面各1枚」

(2) 当該被収容者が，平成28年8月8日付で所長へ提出した「所長苦情」内で申立てた同被収容者が収容された居室内に設置された監視カメラ，検聴システム等によって，以下の各日時に同居室内を録画した記録を同所処遇部門が保有するもの。

ア 「平成25年6月23日（日）午後1時30分から同1時45分迄の間」及び「同日午後5時45分から同6時15分迄の間」

イ 「平成28年8月1日（月）午後9時から同11時迄の間」

（本件対象文書）を請求したことに対し，処分庁が，本件対象文書全てについて，法8条の規定による「存否応答拒否」（当該文書の存否を答えるだけで，法5条6号の規定により不開示とすべき情報が開示されるのと同様の結果が生ずるもの）に該当し，また，本件対象文書中，上記1（2）の文書については法5条4号に該当するとして，不開示決定（原処分）を行ったものであり，審査請求人は，本件対象文書はいずれも不開示情報に該当せず，原処分は不当であるとして，その取消しを求めていることから，以下，本件対象文書の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 本件対象文書全てについて

処分庁は，本件対象文書全てについて，「開示請求に係る当該文書の存否を答えるだけで，法5条6号の規定により不開示とすべき情報が開示されるのと同様の結果が生じるため」，法8条の規定に基づき，本件対象文書全ての存否を明らかにしないで，本件開示請求を拒否している（原処分）ところ，本件対象文書のいずれについても，その存否を答え

るだけで、法5条6号により不開示とすべき情報が開示されるのと同様の結果が生ずるとの合理的理由は認められず、本件存否決定は、その適用条項において妥当であったとは言い難い。

(2) 上記1(2)の対象文書について

処分庁は、上記1(2)の対象文書について、「法5条4号の規定により、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。」として、その全てを不開示としているところ、上記2(1)記載のとおり、上記1(2)の対象文書についても、本件存否決定の対象であるため、一方で存否応答拒否を行いながら、一方で当該文書の存在を前提とした不開示を行っているとの疑念を抱かれてもやむを得ない記載振りとなっており、妥当であったとは言い難い。

(3) 諮問庁意見

しかしながら、そもそも本件対象文書は、そのいずれもが、特定個人が特定刑事施設に収容されている又は収容されていたという事実を前提として作成されるものである。そうすると、本件対象文書の存否を答えることは、特定個人が特定刑事施設に収容されている又は収容されていたという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められる。本件存否情報は、法5条1号に規定する個人に関する情報であって、当然に特定個人の識別性を有するものであることから、同号の不開示情報に該当することは明らかである。

そして、本件存否情報は、これを広く一般に公にする制度ないし実態があるものとは認められず、また、そのような性質を有するものとは考えられないことから、法5条1号ただし書イに該当しないものと認められる。さらに、本件存否情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために何人にも開示することが必要な情報であるとはいえないことから、同号ただし書ロにも該当しないものと認められ、同号ただし書ハに該当するとすべき事情も存しない。

- 3 以上のとおり、原処分における不開示理由については妥当性を欠いたものであったと言わざるを得ないものの、本件対象文書については、そのいずれもが、存否を答えることで、特定個人が特定刑事施設に収容されている又は収容されていたという事実の有無を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められることから、本件対象文書の全てを不開示とした原処分は、結論において妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年6月30日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受

- ③ 同年8月8日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年10月10日 審議
- ⑤ 同月31日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求等について

本件対象文書は、別紙の1及び2に掲げる文書であり、処分庁は、本件対象文書の存否を答えることにより、法5条6号に規定する不開示情報を開示するのと同様の結果を生じるとして、法8条に基づき、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否するとともに、別紙の2に掲げる文書について、法5条4号の規定により、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとしてその全てを不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分の取消し等を求めている。

これに対し、諮問庁は、要するに、本件対象文書の存否を答えることは、特定個人が特定刑事施設に收容されている又は收容されていたという事実の有無（本件存否情報）を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められるところ、本件存否情報は、法5条1号に規定する個人に関する情報で、特定個人の識別性を有するものであり、同号の不開示情報に該当するから、その存在を明らかにしないで本件開示請求を拒否すべきであって、本件対象文書のいずれについても、その存否を答えるだけで、同条6号により不開示とすべき情報が開示されるのと同様の結果が生じるとの合理的理由は認められず、また、別紙の2に掲げる文書について、原処分が当該文書の存在を前提とした不開示決定を行っている点についても、妥当であったとはいえないものの、原処分は、本件対象文書の全てを不開示としているので、結論において妥当であるとしていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

- (1) 本件対象文書は、いずれも、特定刑事施設において保有する特定被收容者のレントゲン写真及び特定被收容者が收容された居室内に設置された監視カメラ等によって特定日時に同居室内を録画した記録であることから、本件対象文書の存否を答えることは、特定個人が特定刑事施設に收容されている又は收容されていた事実の有無（本件存否情報）を明らかにすることと同様の結果を生じさせるものと認められる。

そして、本件存否情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められるから、法5条1号本文前段に該当し、これを広く一般に公にする制度又は実態があるものとはいえず、また、そのような性質を有するものともいえないことから、同号ただし書イに該当しないものと認められ、さらに、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

したがって、本件対象文書は、その存否を答えるだけで、法5条1号に規定する不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、本件対象文書の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否すべきものと認められる。

(2) そうすると、諮問庁が上記第3の2(2)で指摘するとおり、原処分が、別紙の2に掲げる文書について、当該文書の存在を前提とした不開示決定をも行っている点も、相当ではない。

(3) しかしながら、原処分は、法8条に基づき、本件対象文書の全てを不開示としていることから、結論において妥当であるといえる。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書の全てにつき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条6号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否するとともに、別紙の2に掲げる文書につき、同条4号に該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が、本件対象文書の全てにつき、その存否を応答するだけで開示することとなる情報は、同条1号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきであったとしていることについては、当該情報は同号に該当すると認められるので、本件対象文書を不開示とした決定は、結論において妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙（本件対象文書）

- 1 「当該被収容者（審査請求人を指す。以下同じ。）が平成28年8月8日付で所長宛へ提出した「所長苦情」内で申立てた同被収容者の平成24年2月14日から平成29年1月30日までに次の記録を同所医務課等が保有するもの。」
 - (1) 「診療録」の全て。ただし同診療録に添付等されているものも含む。
 - (2) 平成26年10月27日（月）同被収容者をレントゲン検査した以下のレントゲン写真。「左右膝を一緒に前方へ伸ばした1枚」「右膝内側を上に向けた1枚」
 - (3) 平成27年11月4日（水）同被収容者をレントゲン検査した以下のレントゲン写真。「両膝の正面。左右膝各側面を各1枚」「腰部正面，左右側面を各1枚」「骨の正面，左側面各1枚」

- 2 「当該被収容者が平成28年8月8日付で所長へ提出した「所長苦情」内で申立てた同被収容者が収容された居室内に設置された監視カメラ，検聴システム等によって以下の各日時に同居室内を録画した記録を同所処遇部門が保有するもの。」
 - (1) 「平成25年6月23日（日）午後1時30分から同10時45分迄の間」及び「同日午後5時45分から同6時15分迄の間」
 - (2) 「平成28年8月1日（月）午後9時から同11時迄の間」